

# インターネットの 有害情報への対応

~ 青少年をめぐる  
インターネット環境の整備 ~

インターネットが普及する一方、ポルノや残虐画像などの有害情報が氾濫。出会い系サイト等において青少年の被害が多発し、さらに青少年自らが犯罪に加担するなど深刻な状況。「表現の自由」との兼ね合いの中で、「有害情報」から青少年を守るため、公共団体、事業者等において行動が開始された。

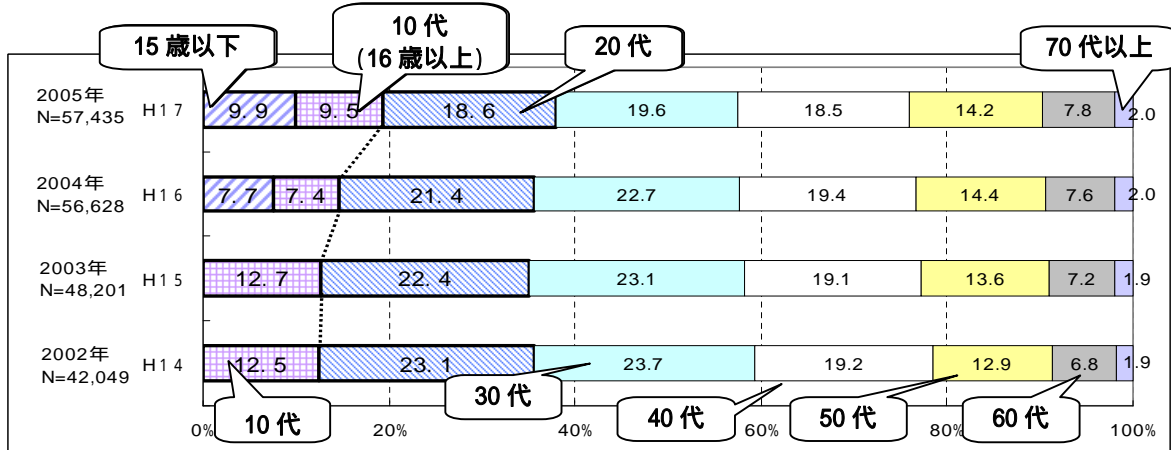
## 1 氾濫する有害情報と青少年を巻き込んだ犯罪の急増

パソコンや携帯電話などによるインターネットの普及は、日常生活に大きな利便性をもたらしている。年々利用者が増加し、特に「15歳以下」や「10代」の青少年層が伸びている(図1)。一方、インターネット上でポルノや暴力画像、出会い系サイト、他人に対する誹謗中傷など、有害情報が氾濫し、インターネットに関わる犯罪が急増している。

サイバー犯罪の増加数のほとんどはネットワーク利用犯罪で、ネットオークション(代金詐欺など)や児童買春が多い(図2,3)。

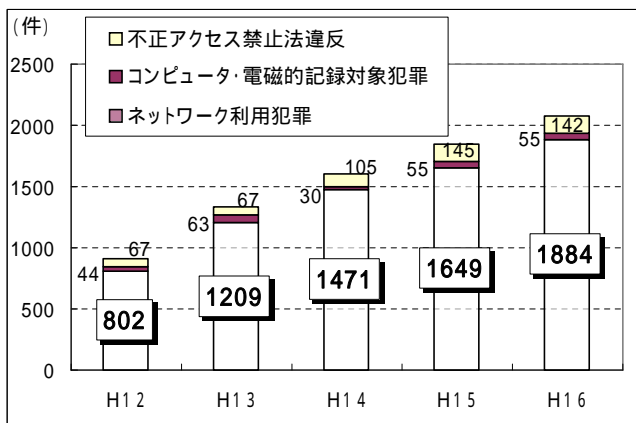
警察庁「平成16年 被疑者の出会い系サイトへのアクセス手段」によると、全体の96%を携帯電話の利用が占めており、被害者の85%が18歳未満であるなど、手軽に有害情報にアクセスすることで、青少年が犯罪に巻き込まれる状況が生じている。

【図1 インターネット利用者の年代別構成比推移】



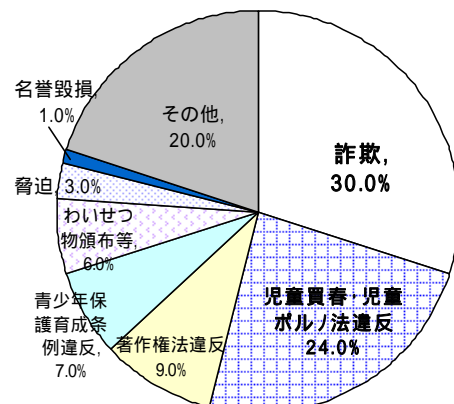
出典: 財団法人インターネット協会「インターネット白書2005」より作成

【図2 サイバー犯罪の検挙状況の推移】



出典: 警察庁「平成16年のサイバー犯罪の検挙及び相談受理状況等について」より作成

【図3 ネットワーク利用犯罪の内訳】



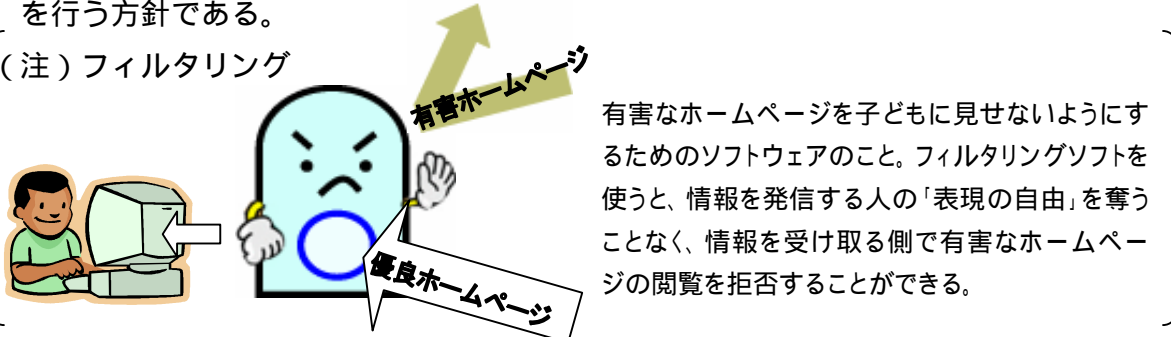
## 2 具体的な取組

### (1) 国の取組

内閣府では、平成15年12月に「青少年育成施策大綱」を策定。平成16年4月に青少年育成推進課長会議で「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」の申合せが行われた。

申合せでは、インターネット上の有害情報から青少年を守るため、**フィルタリング**<sup>(注)</sup>の普及促進や新たな技術開発をより一層図っていくこと、青少年との間で携帯電話にかかる売買契約を締結する場合は、必ず保護者の同意を得ること、など関係業界に要請を行う方針である。

#### (注) フィルタリング



また、平成17年6月14日に、「インターネット上の違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議（IT安心会議）」を設置。内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、文部科学省など関係省庁による対策をとりまとめた。同月30日には、インターネット上の有害情報への対策を発表した。

フィルタリングソフトの普及を図り、プロバイダによる自主規制の支援などを行うとともに、モラル教育の充実、相談窓口の充実など図る。

#### 【参考 各省庁の取組事例】

省庁名	取組状況
H15.9 警察庁	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行。今まで既成事実がなければ処罰されなかったが、援助交際を持ちかけること自体が処罰の対象となり、犯罪抑止効果をねらっている。処罰として6ヶ月以下の懲役か、100万円以下の罰金を科す。
H17.6 総務省	有害情報に対し、利用者がコンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できる「コンテンツ安心マーク」（仮称）制度を平成18年に創設すると発表
H17.9 経済産業省	新しいフィルタリング技術の開発（動画等を対象とするフィルタリング技術）の委託先を公募

### (2) 都の取組

昭和39年、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」制定以来、青少年を取り巻く環境の変化に伴い、都では様々な条例改正や取組を行ってきた。

昨今のパソコン及び携帯電話の普及に伴う有害情報への対応が急務となっていることから、第26期東京都青少年問題協議会の答申（平成17年1月24日）を踏まえ、大人が責任を持って青少年を保護し育成するとともに、青少年を危険から守るため、平成17年第1回定例会にて条例の一部改正が可決された。

事業者や保護者の具体的責務を定めた点が特徴。

## インターネットの有害情報への対応

### 事業者の責務

プロバイダ(インターネット接続事業者)は、フィルタリングを利用したサービスを開発し、利用者に提供を行う。  
 青少年がインターネット利用者に含まれる場合は、契約時にフィルタリングサービスの利用を勧奨し、これを含むものを標準契約とする。  
 インターネットカフェは、フィルタリング付の機器を提供する。

平成17年10月1日施行

### 保護者等の責務

保護者は、青少年にフィルタリングを利用させる。  
 保護者は、インターネット利用の危険性及び過度の利用による弊害について教育する。

### 都の責務

インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発・教育を推進する。

平成17年4月1日施行

平成17年6月には、国に対する提案要求を実施(抜粋)。

インターネット・携帯電話などの電子メディアがもたらす課題への研究・対策を行うとともに、青少年を保護するための法整備及びフィルタリングが標準的なサービス内容となるよう関係業界への指導等必要な措置を講ずること。

電子メディアの特性を理解し、青少年がその適正な利用方法を身につけるための学校・家庭での教育や普及啓発を推進すること。

9月には「『インターネットの有害情報から子どもを守ろう!!』東京大作戦」と題する会議を開催した。

会議には、警視庁のほか、ネット関連の業界団体やPTAなどの関係者が出席。改正条例の趣旨徹底に向け、参加した各関係機関が連携、協力していくことを改めて確認。

また、保護者及び教員、児童、学校関係者等を対象に、インターネットや携帯電話の危険性及び適正な使い方について青少年に指導できるよう、希望する学校や教育委員会にインターネット協会等の講師を派遣するセミナーを開催。

平成17年8月から平成18年3月までの期間中100回開催予定。

【参考 他府県における規制状況(平成17年6月現在)】 出所:青少年・治安対策本部調査資料

	計	規制レベル					該当府県
		義務	責務	努力	自主規制	無記入	
規定あり	14	0	0	12	2	0	埼玉、神奈川 他
規定あり(執行予定)	1	0	0	1	0	0	三重
規定なし(検討中)	6	0	0	1	2	3	茨城、栃木 他
規定なし	25						

### (3) 携帯電話事業者の取組例

NTTドコモでは、平成15年8月からiモードのWebアクセスを制限する、3つのサービスメニューを提供している。サービス料金は無料。また、vodafone(ボーダフォン)においても同様のサービスを設けている。

## アクセス制限機能

Kid's iモードプラス	iモードメニューサイトとiモードメニューサイト以外で 会い系サイトなどを除いた一般サイトにアクセス可能
Kid's iモード	iモードメニューサイトのみアクセス可能
時間制限	22時から翌朝6時まで、iモードから全てのサイトへのア クセスが制限される。

### (4) 海外の取組

韓国通信が平成15年4月に発表した有害サイトに関する分析結果によれば、世界には、67万5千個の有害サイトがあり、1位：英語、2位：韓国語、3位：日本語サイトであった（表2）。

諸外国においては、積極的に有害情報を規制する法律の制定など、様々な対策が講じられている（表3）が、表中 について、言論の自由を奪うことになり違憲であるとの訴訟も提起されている。

【表2 世界の有害サイトの言語】

言語	合計
英語	564,099 (83.6%)
韓国語	64,357 (9.5%)
日本語	15,024 (2.3%)
ドイツ語	8,534 (1.3%)
計(含その他言語)	674,926

出所：韓国通信調査資料より作成

【表3 諸外国の政策】

国	対 策	
米国	1998年10月 「児童オンライン保護法」	児童をネット上のポルノから遠ざけるため、Web サイトはクレジット カード番号や成人 ID など成年者であることを証明する情報を入力 しない利用者には一切有害な情報を見せはならない。
	2002年12月 「Dot Kids 法」	13 歳未満の児童が安心して利用できるサイト専用のセカンドレベ ルメイン「.kids.us」が設けられ、下品な言葉やポルノ、暴力等のコ ンテンツ、また同ドメイン外のサイトへのリンクを含んではな らないと定められている。
韓国	2001年 「情報通信網利用 促進法」の改正	インターネット上の有害情報から青少年を保護するためにセルフ レーティング制度を導入し、学校・図書館などの青少年が利用する施 設に対して有害情報を遮断できるソフトの設置を推奨する。

### 3 今後の対応

『表現の自由』とのバランスをとるなかで、青少年を有害情報から守るには、事業者や関連業界の自主規制を一層推進する粘り強い取組が重要である。

また、学校においては、子どもが自分の身を守るとともに、インターネット利用上のルールを学ぶ教育の充実が望まれている。

家庭においては、親と子の情報格差（メディアリテラシー）が、青少年が不用意に有害情報にアクセスする一因となっていることから、

親がインターネットに関するニュース等に敏感になり、親自身危険性の認識をするインターネット使用について、「掲示板に個人情報を書き込まない」「架空請求が来たら、すぐ親に知らせる」などの親子ルールを作り、じっくり話し合う

親が、フィルタリングソフト、利用制限サービス、インターネットの「ルール＆マナー検定」等、有害情報から子供を守る知識を得て、行動するなどの対応が必要である。

## 住民基本台帳 閲覧制度の 見直し

住民基本台帳は住所を公証する唯一の公簿として原則公開し、行政機関、世論・学術・市場調査等に利用されているが、閲覧制度を悪用した事件の発生など、制度の見直しが求められている。「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」は、閲覧制度の見直し、罰則規定等を提言した。来年の通常国会に住民基本台帳法・公職選挙法の改正案の提出が予定されている。

### 1 背景

社会一般のプライバシー意識の高揚や母子家庭を特定した悪質な犯罪の発生等、現行閲覧制度の問題点が指摘されている。区市町村の閲覧審査はまちまちであり、各団体の条例による対応に限界もあることから、法制化による閲覧制度の抜本の見直しが求められている。

### 2 住民基本台帳制度

#### (1) 制度の趣旨

次の目的を達成するため、住民に対する正確で統一的な記録を行うものである。

住民票の写しの交付等により、住民の居住関係を公証する。

住民に関する各種の行政事務処理の基礎とする。

住民の住所に関する届け出等の簡素化を図る。

住民の住所に関する記録の適正な管理を図る。

住民の利便を増進するとともに国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。(国・地方公共団体の責務)

(2) 対象者：日本国籍を有する住民

(3) 台帳の整備・管理主体：区市町村

(4) 住民基本台帳：個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

(5) 住民票の記載、修正、削除 住民の届出又は区市町村長の職権による。

主な記載事項 (氏名・生年月日・性別・住所・選挙人名簿への登録の有無等)

(6) 選挙人名簿との関係

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で、選挙権を有するものについて行われる。

### 3 閲覧制度に係る改正等の経緯

(1) 昭和42年(法制定時) 基本的に何人でも市町村長に対して閲覧を請求できる。

(2) 昭和60年の法改正

・請求者は閲覧を請求する理由を明らかにすること。

・請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、閲覧を拒むことができる。

・閲覧対象を住民基本台帳の一部の写し(記載事項は氏名・生年月日・性別・住所)に代えることができる。

### (3) 平成 11 年の法改正

閲覧の対象を住民基本台帳の一部の写し（記載事項は氏名・生年月日・性別・住所）に限る。

### (4) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置(平成 16 年 7 月 1 日施行)

加害者等からの請求には交付、閲覧をさせない。

### (5) 個人情報保護法の全面施行（平成 17 年 4 月 1 日施行）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧等により、個人情報を取得した個人情報取扱事業者には、利用目的による制限、安全管理措置、第三者提供の制限等の義務が課せられる。罰則も規定されている。

## 4 現状と問題点

### (1) 現状（総務省：全国調査）

#### 対象

全国 2400 市区町村(17.5.1 現在)

閲覧請求に対する審査の取扱い

条例・規則・要綱・要領を定めている団体は 853 団体。請求者に身分証明書の提示(81.3%)、法人登記等の提示(39.4%)を求めている。

閲覧用リストの作成方法は住所順(26.5%)、世帯順(25.6%)、氏名順(9.5%)等

閲覧請求件数(平成 16 年度実績)

150 万 8799 件(右図参照)

### (2) 問題点

不当な目的又はそのおそれがある場合等には閲覧請求を拒否できるとされているが、審査基準等が不明確なこともあり、区市町村の審査がまちまちとなっている。営業活動のために大量に閲覧、利用されている。

## 5 地方の動き

### (1) 住民基本台帳の閲覧制度の見直しに関する意見書の提出（平成 17 年 9 月現在）

22 県及び都内 18 団体（千代田区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、北区、葛飾区、八王子市、立川市、三鷹市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、清瀬市、東久留米市、羽村市）。全国市長会も住民基本台帳の閲覧制限に関する重点要望を行っている。

### (2) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限状況

条例を制定している団体は杉並区、調布市、小平市。10 月現在、国分寺市、小金井市、多摩市、中野区が条例案を可決している。閲覧目的等により大量閲覧を制限している。

図 請求者内訳

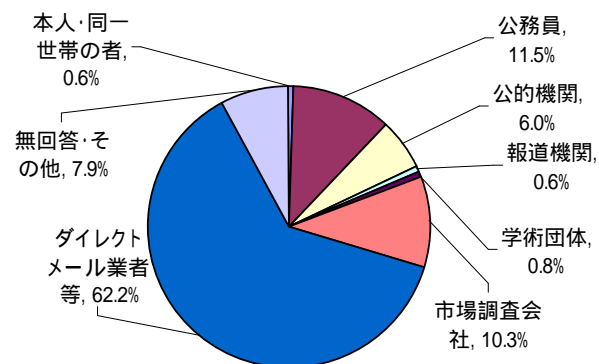
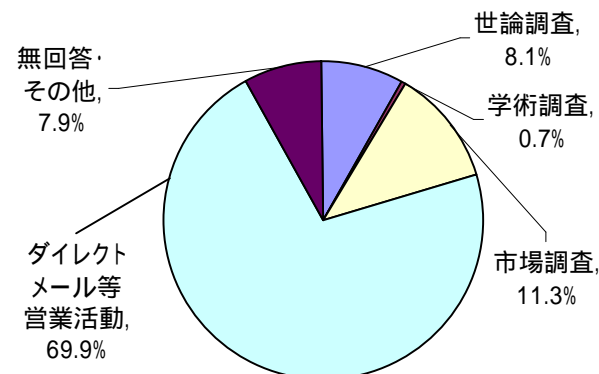


図 請求事由別内訳(行政目的を除く)



6 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書（平成 17 年 10 月 20 日）  
公用・公証・公益目的に限定し（営業目的を除外）、閲覧者名や利用目的を公表する。

情報通信技術の著しい発展等、社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、「現行の何人でも閲覧できる」という閲覧制度は廃止し、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定するとともに、審査手続等についても整備するなど、新たな制度として構築すべきである。住民票の交付手続の明確化等、選挙人名簿抄本の閲覧制度も所要の見直しを行うべきである。

(1) 住民基本台帳の閲覧制度の見直し

何人も閲覧請求できる  
現行の閲覧制度は廃止

国・地方公共団体、正当な理由（公益性が高い場合等）をもつ者のみ閲覧請求できる制度を再構築（審査手続の整備等）

(2) 住民の居住関係の公証制度の見直し

特定の住民に  
ついての公証

住民票の写しの  
交付に特化

- ・本人又は同一世帯の者
- ・国及び地方公共団体
- ・弁護士等
- ・取引相手の確認、相続その他の理由のある者

特定の住所又は  
一定の地域に係  
る住民の公証

住民基本台帳  
の一部の写しの  
閲覧

- ・国及び地方公共団体（公用）
- ・正当な理由をもつ者（公益性の高い場合に限定）  
ア 世論調査等のうち、公益性の高いもの  
イ 公共的団体の行う公益性の高い事業等

(3) 閲覧審査の厳格化

閲覧の審査

- ・審査手続の整備、個人情報の管理・廃棄について審査
- ・閲覧した者を原則公表
- ・閲覧した情報の管理について報告を求める規定を整備
- ・不正な目的での閲覧や目的外利用が判明した場合に過料に処すこと等（不正閲覧等の公表、刑罰）を検討

住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付

- ・身分証明書の提示等本人確認の厳格化
- ・職務上請求の手続の明確化

(4) 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

閲覧が認められる場合を法令上明確化（本人、政党、候補者、報道機関・学術研究機関による政治・選挙に関する世論調査、学術調査のため）

閲覧に関する事務処理の基本的な手続規定を住民基本台帳の閲覧に準じて整備

不正な手段による閲覧に対する制裁措置を住民基本台帳の閲覧に準じて新設

選挙人名簿抄本の複写禁止、便宜供与規定を削除

7 今後の課題

検討会報告書によれば、社会調査を目的とする住民基本台帳の閲覧は、公益性が高いことが基準となっているが、公益性とは何かが改めて問われている。来年の法改正に向けて手続や審査基準の明確化が課題となっている。なお、10月6日、法務省は法制審議会に対し、戸籍の原則非公開とする戸籍法見直しの要綱を諮問した。ここでも、個人情報保護の観点及び情報の不正利用があることが見直しの契機となっている。

参考: 公益性が高いと考えられる事例(報告書資料)

世論調査、学術調査など、いわゆる社会調査のうち、公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合

- ・ 新聞社が報道目的のために行う有権者の各党の施策についての意識調査
- ・ 大学附属の研究機関が学術研究目的のために行う都市計画についての意識調査
- ・ 日本たばこ産業(株)が行うたばこの喫煙に関する調査

社会福祉協議会や自治会などの公共的な団体が住民サービスの向上につながるような公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合等

- ・ 自治会が行う敬老会の開催案内を通知するための閲覧
- ・ 社会福祉協議会が敬老入浴券等を贈る事業の対象者を把握するための閲覧

8 参考資料

(1) 諸外国の住民登録制度

	日本	韓国	スウェーデン	フィンランド	ドイツ(ベルリン州)
閲覧求の主体	何人も可	本人または世帯員、代理申請(本人・世帯員の委任)その他(公務上)	何人も可	何人も可	何人も可
審査方法	請求者の氏名・住所・請求住民に係る範囲を明らかにさせる。不当な目的に使用されるおそれがあること等、相当な理由があれば請求を拒絶する。	本人・世帯員・行政機関以外は根拠事由を書面により申請及び申請者の身分証明書の提示が必要がある。	公共機関が有する全ての情報は一般的に公表扱い	住民情報法は目的のために必要となる情報のみ提供される。	申請理由等を記載した書面により申請、申請者の身分証明書の提示を義務付けている。
閲覧方法	区市町村により取扱に差異	閲覧または交付	電話・FAX・インターネットも可能	電話・インターネット・書面等	開示方法は規定されていない。

(2) 諸外国の選挙人名簿の閲覧制度

	日本	韓国	スウェーデン	フランス	イギリス	ドイツ(ベルリン州)
閲覧制限制裁悪用措置に置	なし	選挙人名簿を他人に譲渡・貸与または財産上の利益その他営利を目的に利用したものは2年以下の懲役又は約40万円以下の罰金	なし	目的を偽って閲覧した者等は、約5000円の罰金	完全名簿の情報漏洩をした場合、約100万円以下の罰金	政党または無所属候補者は、選挙以外の目的で住民登録情報を使用した場合又は選挙後1週間以内に廃棄しない場合には最大約340万円の罰金



## 道路特定財源の見直し

小泉首相は9月下旬、道路整備に用途を限定してきた「道路特定財源」について、年内に見直し方針を策定するよう指示した。しかし、一般財源化を目指す財務省や財源を温存したい国土交通省、税源移譲を狙う地方団体など、関係者の思惑は複雑に絡み合っている。

### 1 道路特定財源とは

道路特定財源制度は、受益者負担・原因者負担の考え方にに基づき、自動車利用者が道路整備費を負担する制度で、燃料の使用、車両の取得、保有の各段階で課税される。

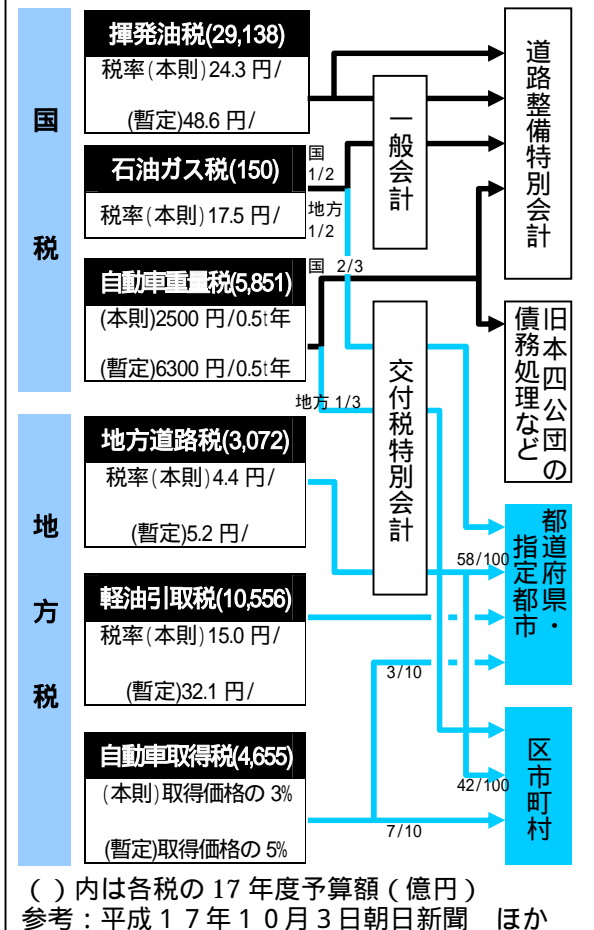
国の財源として揮発油税（ガソリン税）、自動車重量税、石油ガス税が、地方の財源として地方道路税（地方道路譲与税）、軽油引取税、自動車取得税、自動車重量譲与税、石油ガス譲与税がある。平成17年度予算の総額は約5兆7千億円である（図1参照）。

（道路特定財源の流れ） 国税である揮発油税、石油ガス税、自動車重量税は、基本的に「道路整備特別会計」を通じて国の道路整備事業に支出される。石油ガス税の1/2は「交付税特別会計」を通じて都道府県・政令指定都市に、また自動車重量税の1/3は同じく市町村に地方譲与税として交付される。

地方道路税は地方税であるが、国が徴収し交付税特別会計を通じて都道府県・指定都市に地方譲与税として交付される（地方道路譲与税）。軽油引取税は全額が地方税として都道府県・指定都市に、自動車取得税は都道府県・指定都市と区市町村に収入される。

（暫定税率） 第1次石油危機後の昭和49年に、揮発油税などで税率を一時的に引き上げる「暫定税率」が導入された。以後、遅れていた道路整備を急ぐため、他の諸税についても暫定税率が導入され、現在までそのまま適用されている。引上げ率は税目によって異なるが、揮発油税では2倍（24.3円/48.6円/）、自動車重量税では約2.5倍（2,500円/0.5t年 6,300円/0.5t年）に引き上げられており、引上げ分は平成17年度予算で総額2兆7,500億円（道路特定財源全体の47.4%）にのぼる。道路整備を急いだ1970年代に導入された暫定税率をいつまでも維持する必要はないとして、日本経団連や石油業界、自動車業界等はこの暫定税率の引下げを求めている。今後の議論のなかで暫定税率の扱いがひとつの焦点となる。

<図1 道路特定財源の種類と流れ>  
平成17年度予算総額5兆7,336億円  
国3兆5,139億円 地方2兆2,197億円



（注）内は各税の17年度予算額（億円）  
参考：平成17年10月3日朝日新聞 ほか

## 2 道路特定財源をめぐる経緯

道路特定財源は、全国の道路整備を急ぐ目的で、昭和 28 年に田中角栄氏の議員立法で「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が制定され、揮発油税が特定財源になったのが始まり。その後、地方道路税、石油ガス税等が相次いで創設され、道路特定財源総額は、昭和 29 年の 237 億円から平成 17 年度の 5 兆 7 千億円へと 245 倍に拡大してきた。

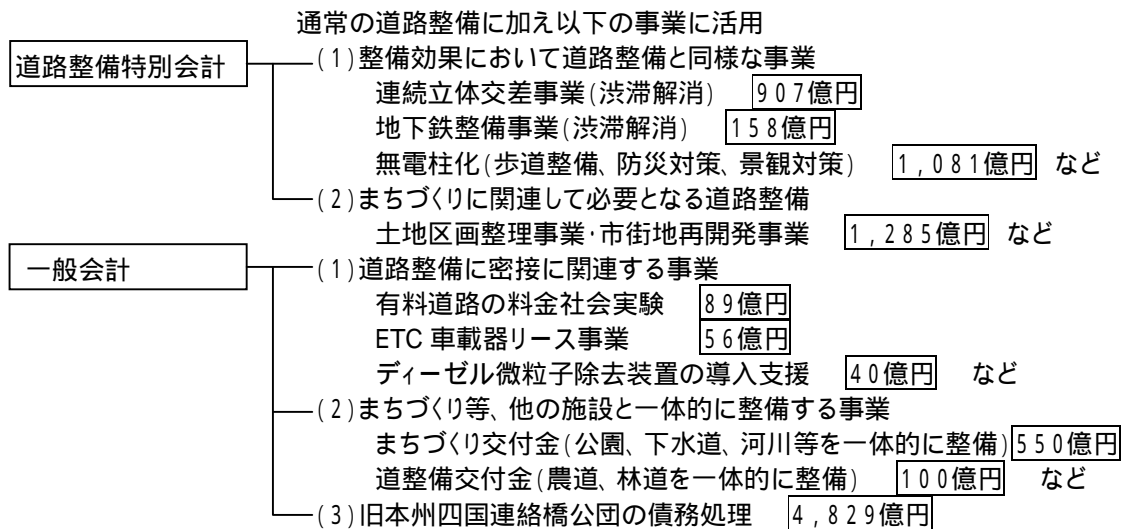
(用途の拡大) 一方、政府の歳出緊縮政策などにより道路建設事業が抑制され、道路特定財源に経常的な余剰が生じている。小泉首相は、平成 13 年に道路特定財源の見直しを表明、平成 14 年度予算で用途を旧本州四国連絡橋公団の債務処理等に拡大した。以後、「納税者の理解を得られる範囲で」(国土交通省)用途の多様化が進み、これまでに、「連続立体交差事業」「地下鉄整備事業」「無電柱化事業」などにあてられている(図 2 参照)。しかし、平成 18 年度には本四公団の債務処理が終了することから、数千億円の財源が余剰となる見込みである。

(暫定税率の期限) 昭和 49 年に導入された暫定税率は 5 年ごとに見直しが行われるが、揮発油税及び自動車重量税の現行の暫定税率は平成 19 年度末で期限を迎える。このため、これらの暫定税率を延長するかどうかが見直しの焦点となる。

< 表 1 道路特定財源をめぐる経緯 >

昭和 24 年	揮発油税創設
29 年	「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」により揮発油税を道路特定財源として第 1 次道路整備 5 か年計画がスタート
30 年	地方道路税、地方道路譲与税創設
31 年	軽油引取税創設
41 年	石油ガス税、石油ガス譲与税創設
43 年	自動車取得税創設
46 年	自動車重量税創設
49 年	石油危機を契機に、揮発油税、自動車重量税で暫定税率導入
平成 13 年 5 月	小泉首相が道路特定財源見直しを表明
12 月	平成 14 年度予算編成で、財源の一部を道路整備以外に用途拡大
14 年 秋	経済財政諮問会議が財源のあり方を議論、用途をさらに拡大へ。財政制度等審議会が意見書(建議)で一般財源化求める。
17 年 9 月	小泉首相が、道路特定財源の見直し検討を谷垣財務相に指示
12 月	道路特定財源見直しの基本方針を策定
20 年春	3 月末に揮発油税、4 月末に自動車重量税の暫定税率期限

< 図 2 道路特定財源の用途の多様化(国における道路特定財源の用途の現状) >



出所：財政制度等審議会資料「道路整備特別会計について」(平成 17 年 10 月 4 日国土交通省)

### 3 見直しに関する関係機関の主張

#### 使途拡大しつつ制度を維持

【国土交通省】道路整備特別会計を所管する国土交通省は、一般財源化は受益者負担の原則が崩れることや、日本の道路整備率は他の先進国よりもまだ低いことなどから、道路特定財源制度の存続を主張。余剰とされる財源については渋滞対策や環境対策など道路関係事業への「使途拡大」を進めるとしている。

#### 一般財源化で税収確保

【財務省】財務省は、財政立て直しの観点から暫定税率をそのまま残して一般財源化し、税収を社会保障費などに回す必要性を強調。暫定税率の廃止を唱える経済団体等の意見に対しては、我が国の自動車にかかる税負担の水準は必ずしも高くないとし（表2参照）自動車の社会・環境への影響の観点からみれば税率を引き下げる状況にないと主張している。

<表2 自動車関係諸税の国際比較>  
[2000ccクラスの自家用乗用車の年間税負担額]

国	年間税負担額
日本	174,394 円
アメリカ	46,211 円
イギリス	232,471 円
ドイツ	181,121 円
フランス	185,627 円

1USドル 122 円  
車両重量 1.5 トン、耐用年数 6 年、年間ガソリン消費量 1,200、2002 年 1 月の税率  
出所：財政制度等審議会資料「道路整備特別会計について」（平成 17 年 10 月 4 日国土交通省）

#### 環境税の創設へ

【環境省・政府税調】環境省は従来から道路特定財源等の地球温暖化対策への活用や、揮発油税等の現行暫定税率の水準の維持を求めてきた。道路特定財源の見直しは悲願の環境税創設に追い風とはなるが、環境税は、汚染者負担の原則で幅広い層に負担を求め、その結果として温室効果ガスの削減を狙うものであるため、揮発油税等をそのまま環境税にするという形にはならない。一方、政府税制調査会は道路特定財源の一部を環境対策に活用することに前向きな姿勢を示している。

#### 地方へ移譲

【地方・総務省】新たに浮上しているのが地方への税源移譲案。片山虎之助旧自治大臣は 9 月 29 日の参院本会議で「(税収の)国分を地方分に戻し地方道路整備を集中的に行うべきだ」と質問。首相も検討の意向を示した。

#### 暫定税率を廃止へ

【経済団体】日本経団連や自動車業界、石油業界は、欧米に比して日本の自動車ユーザーは過大な負担を強いられているとして暫定税率の廃止を主張している。本則税率まで引き下げれば、レギュラーガソリンは現在の全国平均 1 ㍴ 131 円が 106 円に下がり、1.5 トンの自家用乗用車の自動車重量税も年 1 万 1400 円の減税になると試算している。

#### 【暫定税率廃止で CO<sub>2</sub> 排出増 ~ 道路特定財源で試算 - 環境省】

環境省は平成 17 年 10 月 17 日、道路整備を進めるための道路特定財源に適用されている暫定税率を廃止した場合、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量は、平成 24 年段階で最大 2200 万トン増えるとの試算をまとめた。試算はガソリンを対象とする揮発油税・地方道路税、軽油に掛かる軽油引取税について、平成 18 年に暫定税率を本則税率に引き下げ、価格が約 2 割下がるとした上で、割り出した。同省は「暫定税率から本則税率への変更は、長期的には効率的な自動車技術開発に伴う CO<sub>2</sub> 削減努力を無にする恐れがある」としている。(時事通信 2005 年 10 月 17 日)

#### 4 東京都における道路特定財源の状況と課題

##### (1) 都における道路特定財源

東京都における道路特定財源は、平成17年度予算で約953億円で、そのうち約29億円が国から交付される地方譲与税である。これらの財源は一般的な道路整備に充当されるほか、特定財源の用途拡大に伴い地下鉄13号線整備や連続立体交差事業などにも充てられている。

\* 都税である自動車税は、自動車という財産にかかる財産税であり、道路特定財源ではない。

<表3 東京都の道路特定財源(17年度)>

単位:千円

税目	予算額
都税	92,412,150
自動車取得税	40,109,954
軽油引取税	52,302,196
地方譲与税	2,851,089
地方道路譲与税	2,389,068
石油ガス譲与税	462,021
合計	95,263,239

##### (2) 地方道路譲与税の譲与制限

地方道路譲与税は各地方公共団体内の道路延長及び面積を基準として按分・交付されているが、地方交付税上の不交付団体に対しては、前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、または交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が譲与額から控除される。東京都は による譲与制限を受けており、平成17年度予算では約48億円、16年度までの5年間では225億円が控除されている。これに対し東京都は、受益者負担原則に基づく本税は当然に負担地域へ還元されるべきであり、地方交付税交付金の不交付とあわせて二重の財源調整措置であると主張し、国への提案要求等で譲与制限の撤廃を求めている。

全国譲与見込額	本来の都の譲与割合	譲与制限額(控除額) (本来の譲与額の2/3)
178,200,000	0.040220	7,167,204 × 2/3 = 4,778,136...
東京都への譲与額 = 178,200,000 × 0.040220 = 7,167,204 - 4,778,136 = 2,389,068 千円		

##### (3) 道路特定財源見直しに関する都のスタンス

東京都では三環状道路や環状8号線等の骨格道路や京浜急行線の連続立体交差化など、交通問題を解決するための基盤整備が求められていることから、道路特定財源の一般財源化に反対しており、平成18年度予算に対する国への提案要求では次のように要求している。また、首都圏への道路特定財源の配分(13.9%)を、ガソリン売上のシェアに見合う27%に拡大することも求めている。

東京都「平成18年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」  
 「自動車重量税を含む道路特定財源については、一般財源化することなく堅持し、全額を道路整備に充当するとともに、緊急性や重要性により、国が責任を持って補助すること。とりわけ、首都圏の道路については、旅行速度が26km/hと、全国平均35km/hに比べ非常に低い水準であるため、道路特定財源の首都圏への配分を拡大し、道路整備に必要な国庫補助金を増額すること。」

なお東京都議会では、平成16年第3回定例会で「道路特定財源の地方譲与税化に反対し、特定財源として堅持することに関する意見書」を採択し、国に道路特定財源を地方譲与税化しないこと、特定財源として堅持すること、ガソリン売上げの額に応じた配分とすること、を求めている。

**地方で低い道路特定財源比率** 道路整備に占める特定財源比率は国と地方で大きく異なっている。国の道路整備費では平成17年度予算で95%とほぼ全額に特定財源が充当されているのに対し、地方では43%にすぎない。このことは、道路整備への要望が強い地方が、道路整備財源の不足に悩まされる背景ともなっている。 参考：全国都道府県議会議長会国土交通委員会関係資料(平成17年7月)